

はだのクリーンセンターの維持管理に関する計画

1 維持管理に関する事項

(1) 施設のごみ処理量について

ア 処理対象ごみ

| | |
|-------------|--|
| 可燃性一般廃棄物 | 家庭系可燃ごみ（計画収集ごみ、自己搬入ごみ） 事業系可燃ごみ（許可収集ごみ、自己搬入ごみ） |
| 処 理 対 象 区 域 | 秦野市及び伊勢原市 |

イ 施設での年間処理量

| | |
|-------|----------|
| 年 度 | 令和6年度 |
| 区 分 | |
| 焼 却 量 | 56,000トン |

ウ 施設のごみ処理能力

$$100 \text{ t} / \text{日} \times 2 \text{ 炉} = 200 \text{ t} / \text{日}$$

(2) 維持管理

施設の維持管理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令に規定される基準を遵守するよう努めるものとします。

(3) 維持管理人員及び有資格者の配置

施設の維持管理に支障のないよう維持管理人員を配置し、維持管理及び運転管理上必要な有資格者については、適正な配置を行います。

(4) 排ガスの性状、周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

ア 排ガス基準

| 項 目 | 自主規制値 | 法令等規制値 |
|---------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ば い じ ん | 0.01g/m ³ N 以下 | 0.04g/m ³ N 以下 |
| 硫 黄 酸 化 物 | 30ppm 以下 | 3,200ppm 以下 |
| 窒 素 酸 化 物 | 50ppm 以下 | 250ppm 以下 |
| 塩 化 水 素 | 30ppm 以下 | 430ppm 以下 |
| 水 銀 | 0.05 mg/m ³ N 以下 | 0.05 mg/m ³ N 以下 |
| ダ イ オ キ シ ン 類 | 0.05ng-TEQ/m ³ N 以下 | 0.1ng-TEQ/m ³ N 以下 |

イ 騒音基準（敷地境界線上）

| 区 分 | 基準値 |
|-------------------|---------|
| 朝（午前6時から午前8時まで） | 50dB 以下 |
| 昼間（午前8時から午後6時まで） | 55dB 以下 |
| 夕（午後6時から午後11時まで） | 50dB 以下 |
| 夜間（午後11時から午前6時まで） | 45dB 以下 |

ウ 振動基準（敷地境界線上）

| 区 分 | 基準値 |
|------------------|---------|
| 昼間（午前8時から午後7時まで） | 65dB 以下 |
| 夜間（午後7時から午前8時まで） | 55dB 以下 |

エ 悪臭基準

悪臭防止法による悪臭原因物の排出を規制する地域等について（平成18年4月1日告示第138号）に規定されている基準以下とします。

オ 飛灰固化物の基準

飛灰固化物の重金属溶出基準

| 項 目 | 基準値 |
|---------------|--------------|
| カ ド ミ ウ ム | 0.09 mg/l以下 |
| 鉛 | 0.3 mg/l以下 |
| 六 価 ク ロ ム | 1.5 mg/l以下 |
| ひ 素 | 0.3 mg/l以下 |
| 総 水 銀 | 0.005 mg/l以下 |
| ア ル キ ル 水 銀 | 検出されないこと |
| セ レ ン | 0.3 mg/l以下 |
| ダ イ オ キ シ ン 類 | 3ng-TEQ/g 以下 |

2 その他の維持管理に関する事項

(1) 可燃性一般廃棄物の搬入の時間に関する事項

ア 家庭系可燃ごみ

(ア) 計画収集ごみ

月曜日から土曜日まで

午前8時30分から午後5時まで（ただし、収集が完了するまで搬入を行う。）

(イ) 自己搬入ごみ

月曜日から土曜日まで

午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

イ 事業系可燃ごみ

(ア) 許可収集ごみ

月曜日から土曜日まで

午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 自己搬入ごみ

月曜日から土曜日まで

午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 可燃性一般廃棄物の搬出の時間に関する事項

焼却灰

月曜日から土曜日まで

午前8時30分から午後5時まで